

中島村告示第20号

中島村人材育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月24日

中島村長 加藤 幸一

中島村人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民等が自ら計画又は参加する人材育成事業等について（以下「事業等」という。）広く村民等の自己研鑽の意識に伴う活動を支援することによって、地域振興を図ることを目的とし、事業等に要する費用に対し予算の範囲内において中島村人材育成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めにより補助するものとし、その交付に関しては中島村補助金等の交付の一般基準に関する規則(昭和43年中島村規則第3号 以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業等については、別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は村内に居住している者又は、就学等により本村を離れている者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、別表2に掲げる経費の2分の1以内の額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助限度額)

第5条 前条の補助対象経費に対する補助金の額は、50,000円を限度とする。

(対象外)

第6条 前条における事業実施に際し、他の機関等から補助を受ける場合、又は受けた場合は、本要綱の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助申請者」という。)は、事業実施前に次の各号に掲げる書類を村長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 補助金交付申請書(規則第4条関係 第1号様式)
- (2) 事業計画書(規則第4条関係 第2号様式)
- (3) 収支予算書(規則第4条関係 第3号様式)

(4) 研修等に参加することが確実にわかる書類等

(5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の補助金交付申請があったときは、申請者等へのヒアリング等を実施するなどその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（本要綱 第1号様式）又は補助金不交付決定通知書（本要綱 第2号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の補助金交付決定に際して、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 村長は、補助申請者からの補助金交付請求書(本要綱 第3号様式)を受理後、前条により決定した補助金額のうち3分の2以内の額を補助申請者に対し、概算交付することができる。

(変更の承認)

第10条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助被交付決定者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当した場合には、変更承認申請書（本要綱 第4号様式）に関係書類を添えて、村長の承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の一部を変更しようとするとき。但し、補助対象事業の全部を変更しようとするときについては、認められず中止承認申請書(本要綱 第5号様式)を村長に提出しなければならない。

(2) 補助対象経費が増減するとき。但し、補助金額の3分の1の額を超える増加変更については、認められず中止承認申請書(本要綱 第5号様式)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の補助事業の変更・中止承認の可否を承認通知書（本要綱 第6号様式）により補助申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第11条 補助申請者は、事業が完了したときは、村長が定める日までに、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(規則第6条関係 第5号様式)

(2) 補助事業収支決算報告書(規則第8条関係 第6号様式又はこれに準じたもの)

(3) 経費の領収書等の写し

(4) 事業実施に係る修了証、記録写真及び資料等

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なる活動を実施したとき。
- (3) 研修事業等の受講等を取りやめ、又は受講等ができなかったとき。
- (4) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助申請者に対し補助金返還命令書(第8号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第14条 村長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

補助の対象となる事業等

区 分	
1	語学研修等
2	農業研修等
3	畜産業研修等
4	水産業研修等
5	林業研修等

6	ハイパーテクノロジー研修等
7	福祉研修等
8	ボランティア等
9	その他村長が認める事業

別表2(第4条関係)

補助の対象となる経費等

区 分	
1	研修費等(受講費、教材費を含む)
2	滞在費(食費、光熱水費、通信費及び保険料は除く)
3	交通費
4	その他村長が特に必要と認める経費

第1号様式(第8条関係)

第2号様式(第8条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第12条関係)

第8号様式(第13条関係)